

巻頭言

就労困難者の労働統合を目指して — 協同労働に期待を寄せて —

川本 健太郎(敬和学園大学 人文学部)

協同労働の必要性

新自由主義経済の競争至上主義は、企業組織の柔軟化を加速させている。その成果は、回転ドアとも揶揄される就職と離職を繰り返す不安定な非正規労働者の比率の高まりに如実に現れている。筆者は、今、こうした、労働市場の厳しさに直面する若者と地方の大学教員という立場から向き合っている。その立場から協同労働への期待と乗り越えるべき課題を述べていきたい。

とりわけ地方の主産業とされてきた第一次産業は衰退し、戦後成長期を支えた第二次産業も陰りを見せている。こうした地方を支えた産業の空洞化の下、正職採用を目指す学生は、企業が集積する中心都市、都市圏へと移動する。そこでは、学歴・モラル・コミュニケーションの点とり合戦ともいえる就活戦線にかり出され、数多くの「お祈りメール」によって精神的にも疲弊していく。なかでも、企業が最も求める能力は、コミュニケーション力である。ここでのコミュニケーション力とは、日本型の同調圧力に屈しない「合わせる力」と、語学や異文化に馴染むことのできる「異文化

理解能力(ある種の独創性)」である。つまり、ダブルバインド(二重拘束)のなかで耐え抜く力が必要なのである。

依然、推論の域を出ないが、コミュニケーションの障害とも言われる発達障害のある若者が急増している背景には、精神医学の進展を踏まえ、農家、商店街などにみる個人事業主の激減とともに、こうした能力を求める第三次産業が拡大し、その他の職種が縮小する産業構造と労働環境の変容に起因しているのではないだろうか。また、そもそも、このようなコミュニケーション能力は、幼少・青年期時代の家族関係のあり方、学校、地域社会での人間関係、文化的活動の経験値、なにより、経済状況と相関している。格差と貧困を当然とする社会構造のなかで、「努力は報われる」という自己責任への帰結と、「努力ができる機会の均等化」では、是正できない深刻な状態である。今こそ、こうした課題に直面する当事者の悲しみ、喜びに共感するコミュニティによって生み出される、参加の場、新たな労働の場を創出することは社会的に要請されている。

協同労働への期待

では、新たな労働の場とは何か。その一つの可能性を示しているのが協同労働であろう。オーナーシップの民主化を基本とする「誰もが経営者」という意思決定の考え方は、当事者の主体的参加を促すこと、また、組織にとって欠くことのできない一人として、社会的役割を感得できる尊厳のある働き方を推進する場である。また、「よい仕事」は、環境持続性と人権尊重の理念からの逸脱を許さない、揺るがない価値を基盤にしている。筆者がくらす地方都市のような過疎化が進み、市場が縮小する地域にこそ、ローカルに根ざした「生命を育む」よい仕事の創業と拡充の必要性は高まりを見せている。

価値の具体化に向けて

とは言え、実際の現場では、簡単にはいかない経営上の障壁がある。そもそも労働統合を志向する協同労働の場合、二足のわらじをはいている。現在の市場の価値基準から言えば、労働生産性の低い労働者の働く場であることが一つである。二つ目は、例えば、農業、再生エネルギーの生産などのよい仕事は、現在の市場経済では、不等価交換の最たる商品であることである。また、議論を重視する民主的運営は、オーナーシップコスト（事業等の意思決定に係るコスト）が高いことも市場収益に影響を与え

る。ただし、元を正せばこうした市場経済の論理を乗り越えることにこそ、協同労働、よい仕事の社会的価値が生じる。

筆者が知る限りにおいて、協同労働の現場では、委託・補助事業の制度的モデル事業に留まっていることが多いように見える。大切なことは、各事業所が「よい仕事おこし」に真摯に向き合い積極的な議論を展開していくための学習と成果を志向した行動する組織であり続けることを忘れてはならないということである。そのためにも、それぞれの事業体が、コミュニティニーズを捉え、地縁組織をはじめ多様な主体との「対話」と「協業」を進める場づくりが必要である。時に地縁組織やその他NPOにとって、労協が「組合」であり互助を基本にしていることに閉鎖性を感じていることは少なからず生じている。間口を開き、多様な主体の参加による地域協働の拠点化に向けて、センター事業団などの役割は今後ますます重要性を増してくると考えている。

協同労働は、「個人の生産性を乗り越える民主的運営の組織の力（能力主義への対抗）」と「個々それぞれの組織の垣根を越える社会連帯の組織化力（競争から協業）」を推進する力が要求される。こうした推進力を高めるためにも全国組織である協同総研には出来る役割があると思う。筆者も、理事を拝命し、こうした課題をともに背負う当事者として、さらなる研鑽を詰むことを課せられた一人であることを最後に記しておきたい。

特集

転機を迎えた高齢協運動

日本では2007年に「超高齢社会」となり、2015年には団塊の世代が65歳以上になることにより高齢者人口は3,395万人を見込んでいます。また、2025年には団塊の世代が75歳以上になる頃には約3,878万人になると推定されています。さらに、現役世代との関係においては、2015年には高齢者1人に対して現役世代2.3人が支える関係になっており、2060年には高齢者1人に対して現役世代1.3人で支えることが予測されています^(*)。

こうした中、社会保障の改革として本年4月から生活困窮者自立支援制度、子育て支援制度、介護保険法「改正」が実施されました。とくに、2014年6月25日に「医療介護総合確保推進法」に基づき介護保険制度が改正され、内容としては1) 予防給付を地域支援事業に段階的に移行、2) 特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化、3) 低所得者の保険料軽減を拡充、4) 一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ等があげられています。

さらに、「地域包括ケアシステム」の構築として医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実、新しい総合事業が内容として位置づけられています。しかしながら、市場化による利用者・家族・ケアワーカーの分断、地域の福祉力の衰退、財源不足を背景とする軽度者の切り捨てや給付抑制、利用者負担増、介護報酬引き下げの課題を抱えています。

よって、全ての人が住み慣れた地域で、自分の力を生かしながら、生きがいをもって暮らし続けることを、地域みんなで支え合う「コミュニティケア」の仕組みづくりが求められています。本号では、こうした時代状況において働くことをとおして社会参加を目指す高齢者の主体的運動でもある高齢者生活協同組合運動(以下、高齢協運動と略す)について焦点をあてます。

高齢協運動については坂林会員が「社会保障の危機的状況を根本から変えるために！高齢者の居場所と出番にあふれた地域社会をつくろう」(協同の発見 第251号)において、運動の特徴を(1)活動の拠点「地域福祉事業所」づくり、(2)コミュニティケア／安心して暮らせる町づくりの視点からまとめています。

よって、特集では稲月会員から「転機を迎えた高齢者協同組合運動“総合戦略”～変化への挑戦～」、熊倉会員から「「高齢協」研究から得られる知見ー将来「高齢者」となる当事者としてー」として高齢者が地域において「支えるー支えられる」関係から「ともに生きる」関係として仕事おこしを通して地域課題を解決する担い手として実践を進めてきた高齢協運動の到達点と今後の展望、さらには意味づけをおこなっていただいた。

(編集部)

*1 内閣府「平成27年度版高齢社会白書」より